

**さいたま市自治基本条例検討委員会  
第11回会議 市民部会検討の記録**

日時	平成 22 年 11 月 29 日(月) 18:30～21:30	
場所	浦和区役所 コミュニティ活動コーナー	
参加者 ※敬称略	[委員等] 計7名 中津原 努／伊藤 巖／内田 智／小野田 晃夫／小林 直太／富沢 賢治／細川 晴衣 (欠席者:栗原 保／古屋 さおり／吉川 はる奈) [事務局:さいたま市] 計3名 企画調整課総合振興計画係 係長 柿沼 浩二／主査 大砂 武博／主任 高橋 格 [地域総合計画研究所] 計2名 松岡 宏／大町 しのぶ [傍聴者] 0名	
議題及び 公開又は 非公開の 別	(1)自治基本条例について(各テーマの検討)	[公開]
配付資料	次第	
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035	

**1. 自治基本条例について(各テーマの検討)**

**1)自治の担い手、市民の権利・責務、自治の担い手としての人づくりについて**

**(1) 自治の担い手(共通テーマ)**

**【条例案骨子】**

**(自治の担い手)**

市民、議会、及び行政は、自治を担う主体として、相互の信頼と協働に基づきまちづくりを進めるものとする。

**(市民)**

市民とは、さいたま市内に住み、働き、学ぶ人、及びさいたま市内で活動する人、または団体をいう。

**【考え方・解説】**

- ・具体的に該当項目を列挙するのではなく、できるだけ簡潔な言葉にまとめる。
- ・まちづくりは、さいたま市内に住む人々はもちろんのこと、様々な形で(または様々な立場から)さいたま市に関わる人々と互いに協力し合うことが必要不可欠と考える。
- ・市民の範囲はできるだけ広く定義したい。
- ・「その他の活動」の意味を広くとる。(ex. 市民活動推進条例の市民の定義における「滞在し」を)尊重)

**【小林・細川委員から報告】**

- ・ 全体的に言葉を削ってシンプルな表現にした。
- ・ 「市民」の定義のうち、以前論点として挙げた「過去及び未来(子どもなど)の市民」については、時間的に繋がっていると考えると、「市民」の定義の中に含まれるので、特別に盛り込むことはしていない。

- ・ 「自治の担い手」では、相互の「理解と協力」という文言を「信頼と協働」に修正したが、「協働」という用語が初めて出てくるので、ここで「協働」の定義が必要かどうか、検討が必要だと思っている。

## 【意見】

### ①「条例案骨子」

- ・ 「まちづくり」という用語が、条例案骨子の構成上、初めて出てくることになるが、「まちづくり」は広い意味で使う場合と狭い意味で使う場合とで内容が変わってくるので、「信頼と協働のもと自治を運営していくものとする」、または「信頼と協働のもと市民自治を進めていくものとする」などの表現で良いのではないか。
- ・ 「まちづくり」という表現はいろんな自治体の条例でも使われている。例えば、川崎市の自治基本条例では「自治運営を担う」とあるが、静岡市の条例では「市民自治によるまちづくりを実現する」と表現している。
- ・ 静岡市などのように、「まちづくり」を定義しているところもある。
- ・ 定義を入れるとしたら、「市民」の定義と同列で「まちづくり」の定義を入れてはどうか。
- ・ 「市民」の定義はとりあえず広く捉えた上で、必要に応じて、主に住民投票などの具体的な項目で、より詳しく規定すれば良いと思う。
- ・ 「市民」を広く捉えた場合、住民でもなく、税金の負担もしていない人たちにも、自治の担い手としての役割や責務、権利を与えるのが適当かどうか。
- ・ 狭い意味で住民を「市民」、より広い意味での市民を「市民等」として定義し、規定の内容に応じて使い分けている事例もある。
- ・ 自治の基本理念のテーマとも関係するが、「自治の主体としての市民」や「市民の信託に基づく市政」といった場合の「市民」は、狭く捉える必要があるのではないか。その上で、「市民」と「市民等」にそれぞれどのような権利や責務を認めるかは、事例によって幅があるので、全体を通した検討が必要ではないか。
- ・ 「市民」の定義については、最後に再度議論することにする。
- ・ 以前のたたき台で「事業活動その他の活動」としていたところを「活動」とだけ表現することによって、イメージが掴めず、かえって分かりにくくなったと思う。
- ・ 「活動」とだけ表記したら、公益的な活動をする人に限定しているように読み取れるのではないか。
- ・ 他の自治体でも、「事業活動その他の活動」と表現しているところもある。
- ・ 「事業活動」は活動の例示の1つとして、その後にNPOの活動など複数の例示を入れてはどうか。
- ・ 川口市の自治基本条例では、「公益を目的として市内で活動する者」としている。
- ・ 公益的な活動に限定せずに、企業の活動全般を含めるようにしておけば、条例を基にして、地域や社会のために企業が役割を担うことを要請できるのではないか。
- ・ 企業は働きかけないと動かない面もあるので、それができる可能性を入れておく必要がある。
- ・ 企業の責務を入れておかないと、マンション建設などの問題解決に向けての働き掛けが難しくなる面が出てくるので、そのようなこともできるように企業も位置付ける必要があるのではないか。
- ・ 事業者の扱いについては、市民をどこまで定義するかということにも関わってくる。

- ・ 市民を狭義と広義に分けて定義し、①市内に住む人で個人、②在勤在学等として個人及び団体として使い分ける。信託して市政を構成するのは①に限定する一方で、参加や協働、市政への貢献といった面では②にも対象を拡げるといった考え方でどうか。
- ・ 市民の権利と責務を分けて考えるとわかりやすいのではないか。

## ②【考え方・解説】について

- ・ 「その他の活動」の意味を広く捉え、市内に滞在する人にも自治基本条例の趣旨を知ってほしいという思いはある。
- ・ まちづくりを進めるうえで、滞在する人を「市民」の定義から除くと問題が生じるのか。もし生じなければ、定義から除いても良いのではないか。

## ③まとめ

- ・ 「市民」の定義は、①市内に住む人、②市内に在勤在学等する個人及び団体の2通りを使い分け、どの場合にどれを使うか、その都度検討することにする。
- ・ 「その他の活動」の範囲は、今後の論点とする。

## (2)市民の権利(市民部会個別テーマ)

### 【条例案骨子】

- 1 すべての市民は、安全で安心な環境の中で暮らし、活動する権利を有する。
- 2 すべての市民は、自治を担う主体として尊重され、まちづくりに参画し、その結果を享受する権利を有する。
  - (1) 市民は、市政に関する情報を市と共有することができる。
  - (2) 市民は、政策の形成、実施及び評価の過程に関わることができる。

### 【考え方・解説】

- ・ 「すべての市民が安全で安心な環境の中で暮らし、活動できること」が市民自治の大前提。
- ・ 2 (1) (2) (3) の権利の保障の前提として、包括的な権利を最初に定める。
- ・ 情報共有、参加、協働という点から目次的に列挙。

### 【小林・細川委員から報告】

- ・ 以前のたたき台にあった「市民は、行政サービスを受けることができる」という項目を削除した。
- ・ 他市の条例でも、情報共有、参加及び協働の3つの要素を権利条項に定めているものが多いように感じている。

### 【意見】

#### ①【条例案骨子】

- ・ 2の「自治を担う主体」は「まちづくりを担う主体」に修正し、(1)、(2)ともに「市民」を「市民等」にしてはどうか。
- ・ 幅広い対象を「市民等」と定義するにしても、まちづくりに参画する権利や責務を規定する場合には、ある程度限定する必要があると思う。
- ・ 権利を保障すべき対象は、一過性で市内に滞在する人は除き、少なくともさいたま市に活動の足場を持つ人に限定しても良いと思う。
- ・ 「参加」と「参画」とを区別してはどうか。
- ・ 「行政サービスを受ける」権利を一旦削除したが、福祉サービスなども念頭に置くと、文言を工夫した上で、復活しても良いのではないか。
- ・ 福祉サービスは、1の「安全で安心な環境の中で暮らし」のなかに含まれるのではないか。
- ・ (1)、(2)は、「特出し」的な意味を持っている。これ以外に何か付け加える必要があるか。

## ②まとめ

- ・ 条例案骨子の2を、  
「市民等は、まちづくりを担う主体として尊重されるとともに、次に掲げる権利を有する。  
(1) 市民等は、市政に関する情報を市と共有すること。  
(2) 市民等は、政策の形成、実施及び評価の過程に関わること。  
(3) 市民等は、まちづくりの結果を享受すること。」  
と修正する。

## (3)市民の責務(市民部会個別テーマ)

### 【条例案骨子】

#### (市民の責務)

- 市民は、自治の担い手であることを自覚し、互いにまちづくりに参加する権利を尊重し、相互の理解と協力に基づいてまちづくりを進めるよう努める。
- 市民は、法令等を遵守し、主体的にまちづくりに参加するよう努める。
- 2 市民は、市政・まちづくりへの参画に当たって、自らの発言や行動に責任を持つよう努める。
- 3 市民は、互いの発言や行動を認め合いながら、互いに助け合い住みよいまちづくりに努める。
- 4 市民は、行政が提供するサービスの享受においては、応分の負担をする。

#### (事業者の責務)

事業者は、事業活動を行うにあたり、公共的な視野に基づいて、環境に配慮し地域と調和した活動を行うものとする。

### 【考え方・解説】

#### 1 条例骨子案「●」

- ・ 市民同士の意見が対立したり利害が相反したりする場合を想定して、互いの立場や人権を尊重するという規定が必要ではないか。
- ・ 「自治の担い手であることを自覚」するとは、まちづくりにおいて自らの発言と行動に責任を持つことを意味する。
- ・ 企業は、その利潤追求的性質から、地域とは無関係に、地域に多大な影響を及ぼす活動を行いがちであるため、特に責務を規定する必要がある。

#### 2 条例骨子案「○」

- ・ 主体的に参加 ・ 発言、行動に責任を持つ ・ 互いの尊重と助け合いの精神
- ・ 納税などの義務（応分の負担とした）

### 【小林・細川委員からの報告】

- ・ ○は、●の代替案という意味である。
- ・ 事業者の責務は環境面などで重要だと考え、付け加えた。
- ・ 権利を定める条項と責務を定める条項のバランスが重要ではないか。一方が強すぎているのではないかと考えている。

### 【意見】

#### ①【条例案骨子】

- ・ 4の「応分の負担をする」という表現は、分かりづらい。
- ・ 応分の負担には、税金だけでなく、使用料、手数料、受益者負担金なども含まれる。
- ・ それであれば、現在も負担しているので、あえて条例で触れる必要があるのか。条例により新たな負担が発生するように感じてしまう。
- ・ 税金や使用料、手数料だけでなく、市民が何らかの汗を流すことも含めたい。

- ・ 先日の意見交換会では、市長もボランティア日本一の市にしたいと言っていた。
- ・ そのような趣旨からは「応分の負担」の表現が適切ではないのかもしれない。金銭的、経済的な負担ではない意味として捉えられる表現にしてはどうか。
- ・ ○は●の代替案とのことだったが、●を総論として残したうえで、○も具体的に列挙するほうが市民には分かりやすいのではないか。
- ・ ○は、「市民等」の責務というよりも、「市民」の責務ではないか。
- ・ 権利を市民のみに限定したら、責務も市民のみとすべきか。
- ・ 「市民等」の定義をどの程度広げるかによると思う。定義を広げた場合、市内に滞在するだけの人に対して、参加の努力義務を課しても良いのかという意見はあると思う。
- ・ 今後、自治基本条例がバージョンアップする余地があるのであれば、狭い意味での「市民」が手本を示して、段階的に広げていくという考え方もできるのではないか。
- ・ 仮に狭い意味での「市民」に限定した場合、事業者の責務規定もあるので、住民と事業者には責務を課することができるが、例えばNPO等の活動団体の責務はどうなるのか。事業者に対する規定と同様の規定を追加することになるのか。また、市内にある大学などが参加に努めることも盛り込んで良いと思う。
- ・ 事業者の「環境に配慮」という時の「環境」は、ハード、ソフトのどちらも指している。個別テーマの「自治の担い手としての人づくり」にも出てくるので、逐条解説で解説する必要がある。

#### (4)自治の担い手としての人づくり(普及啓発、活動支援、教育など)(共通テーマ)

##### 【条例案骨子】

- 1 市民と市は、まちづくりを推進するため、自治を担う主体として市民が成長できる環境を積極的に整備します。
- 2 市民と市は、次世代を担う市民に対し、積極的に自治のための教育を進めます。

##### 【考え方・解説】

- ・ まちづくりは人づくり、人づくりは環境づくりから。
- ・ 人づくりは、自治意識を持つ人々と、今既に活動している人材を育くむ視点が必要。
- ・ 自治を担う市民としての潜在能力はある、という視点のほうが良い。
- ・ 人づくりという観点からは、特にこどもの教育に関する規定をおく意義があるのではないか。
- ・ さいたま市の自治に関する教育、というわけではなく、広く市民自治に関する教育をイメージ。

##### 【小林・細川委員から報告】

- ・ 1については、前回の「育む」という表現は、新しい活動を生み出すという視点であったが、「自治を担う市民としての潜在能力はある」との視点の方が良いとの意見を踏まえ、「自治を担う主体として市民が成長できる」とした。
- ・ 人づくりという観点から、特に子どもの教育に関する規定を置く意義があると考え、2を追加した。

##### 【意見】

###### ①【条例案骨子】

- ・ 2の内容は、ユニークだと思う。
- ・ 「教育」という言葉は、上からの目線に立っている感じがする。「育成」でも、外から押し付けられるという感じがあり、内から発展していく感じが出ないように感じる。
- ・ 最近では、教育関係者の間では「共育」という言葉も使われ始めている。
- ・ 「体験の場」という言い方もある。

- ・ 1と2の内容は重複感があるが、2は「特出し」の扱いという関係ではないか。
- ・ 2の主語は、「市民と市」で良いか。
- ・ 「市」は、行政と議会のことを指すのであれば、良いと思う。
- ・ 「次世代を担う市民」に関する規定は、さいたま市らしくて、良いと思う。
- ・ 個々の部分もそうだが、全体を通して「市民」、「市民等」の使用方法を考えていく必要がある。

## ②まとめ

- ・ 条例案骨子の2については、再度検討を行うこととする。

## 2)条例の運用、区について

### (1)条例の運用(実効性の確保)

#### 【条例案骨子】

#### (条例の運用)

- この条例の運用状況、実績の評価、必要な改善の検討等を常時行っていくため、「市民自治推進委員会（仮称）」を設ける。
- 委員会は、市民、市議会議員、行政職員の代表で構成する。
- 委員会では、市民との定常的な対話に基づいて、毎年、市民自治白書を発行する。

#### (条例の改正)

- この条例は、新たな市民自治のニーズ等に対して敏速に対応していくため、適宜見直しを行っていく。

#### 【考え方・解説】

- ・ 条例をつくっただけでは駄目。条例の中に、運用の方法を定めておくことが必要。
- ・ 恒常的に条例の実効性をチェックする組織を位置づけることが必要。
- ・ 条例は市民、議会、行政の3者のものであるもので、運用組織にもその3主体の参加が必要。

#### 【伊藤・中津原委員から報告】

- ・ 順番を入れ替えて、「条例の運用」を先にして、「条例の改正」を後にした。
- ・ 「市民自治推進委員会（仮称）」の構成員として議員を入れて良いかどうか論点。先日の議会との意見交換会では「問題ない」ということだった。
- ・ 行政及び議会も広い意味で市民として参加して欲しいという気持ちから行政職員や議員も構成員として入れたが、代表としての立場との兼ね合いが懸案である。

#### 【意見】

##### ①【条例案骨子】

- ・ 「代表」という表現が厳しいのであれば、「選出」されるという表現にしてはどうか。
- ・ 委員会の構成員として職員を入れているが、行政の代表ということになるのか。市の執行機関を代表するというのであれば、職員は補助機関に過ぎず、代表として参加するのは難しいのではないか。
- ・ 行政職員は現実的に自治の担い手となっており、法的な位置付けと現実の市民の感じ方との間には、ギャップがあるように感じる。
- ・ 市長が責任者なのだから、市の職員が行政を代表することは難しいのではないか。
- ・ 「市民自治推進委員会（仮称）」をつくる意味がどの程度あるのだろうか。「常時行っていく」とあるが、改正を頻繁に行う訳ではないだろうから、それほど必要とはしないのではないか。
- ・ 委員会は、いろいろなことが条例の趣旨で運用されているかを評価するところで、日常的に何かを変えることを意図していない。

- ・ 定常的とはいっても、年に数回開催する程度ではないか。
- ・ 運用状況の評価を委員会のできるのだろうか。
- ・ 「詳細は別に定める」としても良いのではないか。
- ・ どこまで規定するか、今の段階では判断が難しいが、評価をすること自体は必要だと思う。

## ②まとめ

- ・ 委員会を設置する前に、運用上、何が実効性の確保につながるかを整理する必要がある。

## (2)区(区民会議・コミュニティ会議など)

### 【条例案骨子】

#### (区役所による区民活動の支援)

- 区は、区民による地域のまちづくりのコーディネータ役を担う。
- そのため、区民生活に関する総合的な相談窓口の設置、区民の地域活動に関する情報交換の場の設置、活動の機会や場の提供、活動資金の助成等、必要な支援を行う。

#### (区民会議)

- 区民が主体となって地域のまちづくりの課題について協議し、区長に提言を行うため、各区に区民会議を設置する。
- 区民会議は、区民の代表、区内の学校、企業、団体、及び区職員で構成する。
- 区長は、区民会議の提言を尊重し、区政の充実のために活用する。

### 【考え方・解説】

- ・ さいたま市は大きすぎて、市民とのコミュニケーションが困難。
- ・ 行政の縦割り組織を、市民のニーズに沿って統合して市民サービスを行う役割を区に期待。
- ・ しかし現状の区役所には、必要な権限、人材が不足しているため、この条例に、区の望まれる姿を述べて、その改革を促す。
- ・ 市民活動推進委員会、区役所のあり方検討委員会等の提言を位置づけることが必要。

### 【伊藤・中津原委員からの報告】

- ・ 前回から抜本的に変えたところはないが、「区役所による区民活動の支援」について、少し具体的に記述した。
- ・ 「区役所による区民活動の支援」の中に、コミュニティ会議（見直し後の「市民活動ネットワーク」）に対する支援も入る。
- ・ 区民会議の提言の「尊重」だけでなく、「区政の充実のために活用する」との表現を加えた。

### 【意見】

#### 区役所による区民活動の支援

- ・ 「コーディネータ役を担う」ということの解説が必要だと思う。
- ・ 区民生活に関する総合的な相談窓口の設置とあるが、現在の区のくらし応援室の機能とは違う組織を想定しているのか。
- ・ 活動資金の助成としては、現在マッチングファンドがあり、それぞれの関係で今後調整が必要と思う。
- ・ 条文にこのまま表現する訳ではないので、表現は検討するが、現存する制度で十分なのか検証する必要がある。
- ・ 縦割りではない、総合的な窓口が必要ではないか。

## 区民会議について

- 区民会議については、市民活動推進委員会の答申に基づいて、市が見直しに向けて検討を進めているところ。
- 区民会議をどのように規定するかは、今後の区民会議関係者との意見交換を踏まえて考えていくことが必要だと思っている。

以上